

長野県における
今後のひきこもり支援のあり方
取りまとめ



しあわせ信州

令和4年3月

今後のひきこもり支援に関する検討会

1. 検討の目的

平成 31 年に、県と市町村が共同して実施した、県内の民生委員・児童委員への「ひきこもり等に関する調査」において、県内のひきこもりに該当する方の総数は 2,290 人であり、また当事者の高年齢化、ひきこもり期間の長期化などの実態が明らかとなりました。県では、調査結果を踏まえ、当事者団体、関係機関等のご意見を伺いながら、しあわせ信州創造プラン 2.0 に基づく「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を目指し、部局連携により、ひきこもり支援に取り組んできました。

しかしながら、市町村等での相談窓口の設置や支援団体の活動など、県内のひきこもり支援の取組状況は圏域ごとに差があり、居場所などの社会資源も不足している状況にあります。また、長らく新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人のつながりが断ち切れ、社会的孤立が深刻な課題になりつつあります。

このような状況を踏まえ、今後、本県の支援者が共通の方向性を目指しながら、ひきこもり支援を一層推進していくことを目的に、市町村はじめ県内各圏域の支援者、関係者による「今後のひきこもり支援のあり方検討会」を設置し、目指す支援の方向性や具体的な取組について検討を重ね、今回検討結果を取りまとめました。

【検討の経過】

※全てオンライン開催

回	期日	議題
第 1 回	令和 3 年 8 月 25 日	本県のひきこもり支援の現状と課題
第 2 回	令和 3 年 11 月 11 日	ひきこもり支援における基本的な考え方
第 3 回	令和 4 年 1 月 6 日	今後推進していく具体的な取組
第 4 回	令和 4 年 3 月 23 日	今後のひきこもり支援のあり方取りまとめ

【参考】「ひきこもり」について

(1) ひきこもりの定義

【厚生労働省：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン】

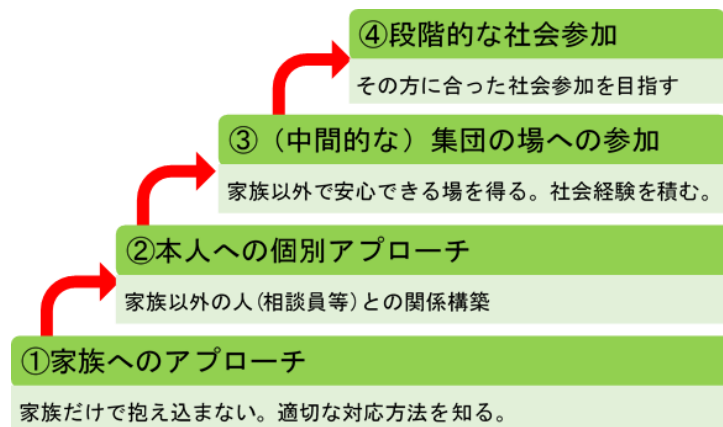
様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。

【内閣府：「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」報告書

広義のひきこもり	狭義のひきこもり (完全ひきこもり)	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
		自室からは出るが、家からは出ない
		自室からほとんど出ない
	準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する。

(2) ひきこもり支援の全体像 （出典：島根県作成「ひきこもりの支援のために」）

ひきこもり状態からの回復は、この段階をひとつひとつ上がっていくことであり、段階を飛ばして先に進むことはできないことを心得ておく必要があります。



- ① 家族へのアプローチ
家族だけで抱え込まない。適切な対応方法を知る。（家族相談、家族教室、家族会への参加。）
- ② 本人への個別アプローチ支援
家族以外の人（相談員等）との関係構築。（本人の個別支援）
- ③ （中間的な）集団の場への参加
家庭以外で、安心できる場を得る。社会経験を積む。（居場所参加、社会体験活動）
- ④ 段階的な社会参加
本人に合った社会参加を目指す。（ボランティア、段階的就労支援等）

2. 本県のひきこもりに係る現状

1. ひきこもり等に関する調査（平成31年2～4月）県・市町村共同実施

(1) 調査の概要

- ・今後のひきこもり施策の展開を検討するうえで必要な実態を把握するために実施
- ・県内の民生委員・児童委員（5,040人）を対象に、担当地区において把握している情報をアンケート用紙に記入してもらう方法で実施（回収率89.4%）

※本調査における「ひきこもり」の定義

概ね15歳から65歳未満の者で、社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流等）ができない状態が6か月以上継続していて、自宅にひきこもり又は時々買物等で外出することがある方

(2) 調査結果（要約）

- ・ひきこもりに該当する者の総数は2,290人
- ・人口当たりの該当者の割合（出現率）は0.20%であり、市部の出現率0.16%に対し町村部は0.36%と高い状況となっている。
- ・該当者の性別は、男性72.9%、女性21.8%、不明5.3%
- ・該当者の年代は、40歳代(28.5%)、50歳代(22.9%)、30歳代(21.1%)の順に多い。(15歳から39歳までの若年層が36.9%、40歳以上の中高年層が63.1%)
- ・ひきこもりの期間は、短期の「5年未満」が28.7%であり、「10年未満」までの割合が51.8%、「10年以上」の割合が40.1%となっている。
- ・ひきこもりに至った経緯は、「わからない」(32.7%)が最も多いものの、判明している者では、「疾病・性格など」19.7%、「就職したが失業した」12.5%、「不登校」11.1%の順となっている。
- ・生活困窮の可能性については、「可能性は低い」が50.7%と最も多いが、「既に困窮している」5.4%、「困窮する可能性が高い」13.5%と、18.9%の方が生活困窮の状態にある（又は近い）。
- ・支援の必要性では、「迅速な支援が必要と推測する」が147人(6.4%)となっている。

2. ひきこもり状態の方の状況把握等に関する調査（令和2年8月）県実施

(1) 調査の概要

- ・県健康福祉部地域福祉課において、今後のひきこもり施策の展開を検討する上で必要な実態を把握するために実施
- ・県内全市町村(77市町村)を対象にアンケート方式で実施し全市町村から回答あり。

(2) 調査結果（要約）

- ・市町村域内で支援が必要なひきこもり状態の方について、「多少把握できている」28市町村(36.3%)、「僅かに把握できている」20市町村(26.0%)、「ほぼ把握できている」11市町村(14.3%)と、一定程度把握している市町村が約8割を占めたが、「全く把握できて

いない」は3市町村、「その他」の回答では「ひきこもり状態の方の全体数が把握できないため割合がわからない」との回答も複数あった。

- ・支援が必要な方の情報はどこから寄せられるかとの質問では「民生委員・児童委員」、「当事者・家族」、「保健師」、「まいさぼ」の順に多い。
- ・現在の支援の状況としては、「保健師等による訪問支援」、「庁内関係課による情報共有」、「民生委員等による地域の見守り」、「まいさぼ等福祉的な支援機関へのつなぎ」の順に多い。
- ・今後必要と考えられる支援策として「専門人材の確保・養成」、「身近な地域での居場所づくり」、「身近な地域(市町村内)での相談窓口設置」、「身近な地域での就労先確保」の順に多い。

3. 市町村のひきこもり支援状況調査（令和3年4月）県実施

(1) 調査の概要

- ・厚生労働省からの依頼により、県健康福祉部保健・疾病対策課・地域福祉課において実施。
- ・県内全市町村(77市町村)を対象にアンケート方式で実施し全市町村から回答あり。

(2) 調査結果（要約）

①ひきこもり相談窓口の状況

- ・相談窓口の設置状況は、「既に設置済み」と「令和3年度中に設置予定」を合わせると73市町村(94.8%)と、ほとんどの市町村で相談窓口が設置されている。
- ・相談窓口の明確化^{※1}を行っている市町村は、「既に明確化済み」と「令和3年度中に明確化予定」を合わせると66市町村(85.7%)となっている。明確化できない理由として多い順に「マンパワー不足」、「ノウハウ不足」となっている。
- ・オンラインを活用した相談の実施市町村は、3市町村(3.9%)にとどまっている。
- ・相談窓口を周知している市町村は「すでに周知している」、「令和3年度中には周知する」を合わせると60(77.9%)であり、周知の方法は「広報誌に掲載」、「ホームページ等」の順に多い。

※1 相談窓口の明確化

ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。国は、令和2年の通知で原則令和3年度末までに以下の取組を実施するよう求めている。

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)
市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための ひきこもり相談窓口の明確化・周知	…支援体制構築のための取組(★)
② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための 支援対象者の実態やニーズの把握	
③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための 市町村プラットフォームの設置・運営	

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築【支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施】
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握【市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携】
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進【市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施】
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

②居場所づくりについて

- ・市町村による居場所を設置しているかとの質問に対し、「既に設置済」は17市町村、令和3年度中の設置予定6市町村を含め計23市町村で29.9%にとどまっている。未設置の理由として、「人材やノウハウ不足」を挙げる市町村が最も多い。また、民間団体による居場所が設置されている市町村数は11市町村である。

③「ひきこもりサポーター」※²養成について

- ・「ひきこもりサポーター」養成研修の実施の有無について、「実施している」1市町村、「実施したことがある」1市町村の合計2市町村にとどまった。未実施の理由として、自由記載では「ひきこもりサポーターの活用に関心はあるが、活用方法が分からない」「財源不足」「新型コロナの影響のため未実施」との回答が複数あったほか、「単独での開催は難しく、県や周辺市町村の取組を参考にしたい」「民生委員等に見守りや情報共有の依頼をしている」「現在は家族支援に力を入れており、今後前向きに検討していきたい」等の回答があった。

④人材育成等について

- ・市町村主催のひきこもり支援に係る研修の開催状況について、「過去に実施したことがある」市町村は無く、「令和2年度に実施した」のは7市町村(9.1%)にとどまった。
- ・ひきこもりに関する広報の実施の有無について、「周知している」は38市町村(49.4%)であり、周知の方法として「広報紙」「ホームページ」「チラシ」のほか「有線、防災無線放送」「相談会の開催」等の回答があった。
- ・また、地域住民等へのひきこもりについての理解促進に向けた周知・啓発に当たり工夫している点として、自由記載では、「町や社協の担当者名刺に『ひきこもり支援』を明記」、「当事者向け、家族向けにチラシやホームページの記載内容を分け、それぞれの思いに届くようにした」「社協を含む庁内関係課の連携会議を開催（確定申告時に税担当から、国保特定健診未受診者対策から相談がつながるなど、福祉担当課以外との連携が重要）」等の回答があった。

4. 「市町村プラットフォーム」※³設置状況調査（令和3年4月）県実施

(1) 調査の概要

- ・厚生労働省からの依頼により、県健康福祉部地域福祉課において実施。
- ・県内全市町村(77市町村)を対象にアンケート方式で実施し、全市町村から回答あり。

(2) 調査結果（要約）

- ・「市町村プラットフォーム」の設置の有無について、「令和2年度までに設置済」と回答した市町村は30市町村(39.0%)、そのうち会議体を設けている市町村は11市町村、会議体のうち、既存の会議を活用して情報共有している市町村は9市町村、新たに新設した市町村は2市町村だった。
- ・活用している既存の会議としては「民生委員・児童委員協議会」「まいさぼ定例会」「支援調整会議」等が挙げられた。

- ・設置ができていない市町村は 33 市町村(42.9%)で、理由としては多い順に「市町村プラットフォームについての理解が不足」「マンパワーが不足」「ひきこもり支援が進んでいない」「市町村単独での設置は困難」「関係機関との調整に時間がかかる」等が挙げられた。

5. 長野県ひきこもり支援センターの相談支援の状況

県では、平成 22 年 4 月より長野県精神保健福祉センター内に「ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターが、相談事業や教育研修、関係機関との連携、情報発信等を実施している。

【主な取組】

- (1) 電話・面接によるひきこもり相談
- (2) 市町村、保健福祉事務所・保健所、就労支援機関、民間支援者等に対する教育研修・技術指導援助や研修会への講師派遣
- (3) ひきこもり家族教室の開催
- (4) 社会的な活動の機会が少ない青年（概ね 19 歳～39 歳）に対する、レクリエーション、スポーツ、ソーシャルスキルトレーニング（SST）等のグループ活動
- (5) ひきこもりサポーター養成研修

【ひきこもりに関する相談実績】

○ 精神保健福祉相談件数（家族からの相談が主） （延べ件数）

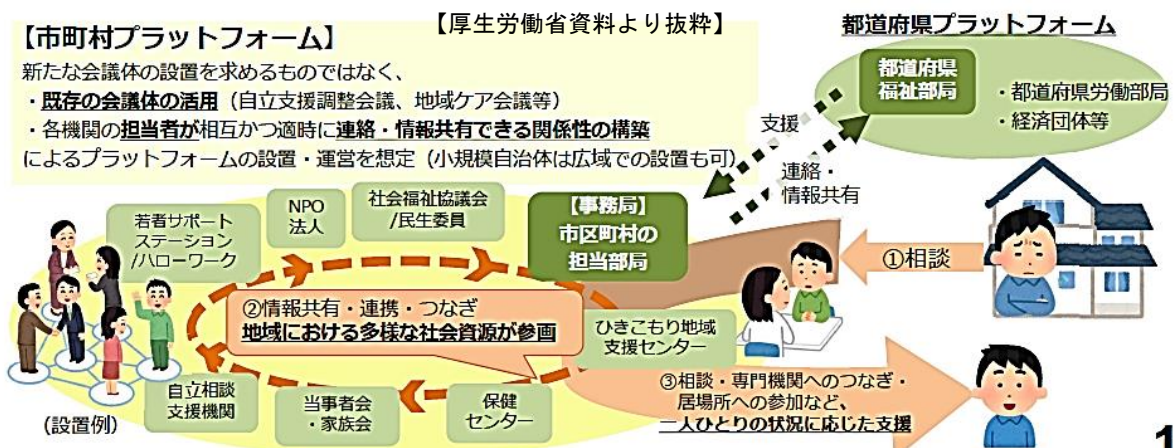
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
面接相談	322	411	401	402	331	266
電話相談	265	188	186	237	415	397

※²ひきこもりサポーター

ひきこもり状態にある本人や家族に対する訪問活動等の支援に関心があり、ひきこもりに関する基本的な知識を修得し、サポーターとして活動することに同意した者

※³市町村プラットフォーム

就職氷河期世代支援の取組の中で、就職氷河期世代支援の支援対象者のうち、特に社会参加に向けた支援を必要とする方への支援に対応するものとして、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等が連携し、地域資源・ニーズの把握や、適切な支援へつなぐ等の取組を推進するもの。



3. ひきこもり支援における課題（議論の経過）

(1) ひきこもりやひきこもり支援に対する共通理解

【委員の意見】

① ひきこもりに対する認識

- ・ひきこもりは自己責任でなく社会全体の課題と捉えるべきでは。
- ・ひきこもりの人の生き方と尊厳が尊重されることが重要。
- ・ひきこもり自体が、問題行動や疾患を意味するわけではない。しかし、長期間によるひきこもりの状態によって心身に悪影響を及ぼす恐れや、社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることを認識しておくべき。

② ひきこもり支援に当たっての認識

- ・支援の第一段階として、本人がどういう気持ちで、何を考えているのかを知ることが大切。
- ・人との関わりが苦手なために、ひきこもっている方が大勢いる。本人が苦痛を感じながら無理に社会参加を目指すのではなく、本人の意思を尊重しながら、自立した生活をできるよう支えるべき。
- ・ひきこもり支援の目的は人とのゆるやかなつながりを再生し、孤立を解消することではないか。
- ・就労、自立等支援のゴールを設定するのではなく、「その人らしい生き方」を支える支援が重要。「ひきこもり支援」が「就労支援」「生活困窮者支援」に置き換わりがちな状況がある。
- ・支援者間でひきこもり支援に対する共通認識（家族支援→本人支援→段階的な社会参加へという支援のステップ等）が必要。
- ・支援者がひきこもり状態をマイナスに捉えていると、本人・家族が支援を受けづらくなる。

(2) 利用しやすい相談窓口設置とその明確化（周知）

【委員の意見】

① 相談窓口について

- ・相談窓口で1回相談しても「様子を見ましょう」で終わってしまい、その後につながらない例が多かった。
- ・「ひきこもりについて知られたくない」という理由で、身近な地域での相談をためらう方がいる。広域的な連携が必要ではないか。

② 相談窓口の明確化（周知）

- ・ひきこもりの相談窓口が分かりづらい。統一された相談窓口があれば分かりやすい。
- ・保護者等に相談窓口の情報が伝わっていない。また、窓口で相談しても、担当者不在等で情報が提供されないことがあった。
- ・全ての市町村に相談窓口が設置されていることは大切。さらにホームページ等で相談窓口や支援資源を周知する取組も重要。

(3) 本人・家族に継続的に寄り添う支援体制

【委員の意見】

① 関係機関の連携

- ・ ひきこもりの定義や対象者が各支援機関に共有されていない。相談・支援機関が地域のそれぞれのルールで動いており、情報共有する場も確立されていない。
- ・ ひきこもりの方に精神疾患や発達障害が疑われる状態が認められても、支援機関と医療機関がつながっていない。
- ・ 市町村の関係部署に加え外部関係機関も含むプラットフォームの設置の推進が必要。
- ・ 支援に当たっては、様々な人や機関が関わるチーム支援が重要だが、相談窓口からつながり、支援者のチームができて、主体的に動く機関(人)を明確にしておかないと、ただ見守るだけになってしまう。
- ・ 家族も大事な支援者。支援者の連携体制の中に家族を入れることで、本人につながりやすくなる。
- ・ 国が設置を推進している「市町村プラットフォーム」のような関係機関の連携の場では、活用できる地域の「資源の整理」をし、支援していく中で不足する「資源の整備」について発信してほしい。
 - ※「資源の整理」…例えば、地域の居場所やその他連携機関による活用可能な事業について具体的に活用できる内容とその設置主体を整理する。
 - 「資源の整備」…例えば、〇〇を内容とした地域参加の場所があるとよい、中間的就労の場の不足、協力事業主の開拓が必要・・・等

② 本人・家族に継続的に寄り添う支援体制

- ・ ひきこもり支援は、伴走的な関わりが重要であるが、現在の福祉制度の中でそれが可能なのは、「アウトリーチ支援員(伴走コーディネーター)^{*4}」や保健師、訪問看護くらいで、支援者が少ない。また、家庭訪問支援の経験のない保健師等を市町村等でサポートする体制がない。
- ・ 家族支援から始まり、本人支援につながるといった、ひきこもり支援の段階を理解した体系立った支援になっていない。
- ・ ひきこもり支援は、本人に会うまでに大変な難しさがあることが多く、長期的に支援していける人材確保と支援者側の覚悟が必要。
- ・ 不登校が長期化した後、成人期のひきこもりに移行しても、教育的支援から福祉的支援へのつながりがないことが課題。
- ・ 学童期などできる限り早期から支援を開始することで、ひきこもり状態の長期化を防ぐことができる。小中学校からの関係機関の連携した支援や義務教育終了後年代へのアプローチ(高校訪問)といった継続的・予防的支援が必要。
- ・ 介護、福祉、保健・医療、地域、民間等、部局や分野を超えた連携による、切れ目のない支援が重要。生活困窮に至る前の対応が重度化・長期化の予防になると考える。

^{*4}アウトリーチ支援員(伴走コーディネーター)

厚生労働省の自立相談支援機関の機能強化事業により、福祉事務所設置自治体が自立相談支援機関に配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方などに対し、より丁寧な支援を実施する支援員。県では令和2年度より県の設置するまいさばに「伴走コーディネーター」の名称で4人配置。

(4) 社会参加へ向けた居場所等の設置

【委員の意見】

① 居場所に対する共通理解

- ・ 居場所というものに対する共通理解（精神的な居場所、物理的な居場所、どんな場所なのか）がない。
- ・ 居場所は、必ずしも物理的な居場所だけではなく、誰か特定の人と会うことが本人の心の拠り所になるなどの精神的な居場所もあり得る。全ての人にではないが、本人が元気を得ることができるなど、支援の有効な手段の一つではないか。
- ・ 居場所等社会参加の場で小さな人間関係を体験することは、自己理解につながるなどのメリットがあり、当事者にとって非常に大切である。

② 居場所等の少なさ

- ・ 県内では居場所や継続的な支援ができる機関などの社会資源が少ない。
- ・ 居場所づくりにおいては、自己理解や、様々な知識を得られることができる、学びのある居場所となることが大切。
- ・ 本人に合った場所を選択できるよう、居場所のバリエーションを増やしていくことが重要。
- ・ 居場所づくり推進は、ひきこもりに対する啓発と捉えるべき。ひきこもりを理解し当事者支援に意欲を持つ企業や団体を増やすことが、居場所づくりにつながるのでは。
- ・ ひきこもり当事者等だけでなく、地域で課題を抱えて孤立しがちな多様な方が利用できる居場所も必要では。
- ・ 中間的な就労ができる場を増やすことも、ひきこもり支援のステップ充実に向けて重要。

(5) 家族支援に対する理解と支援の場

【委員の意見】

① 家族支援に対する理解不足

- ・ ひきこもり支援の第一段階は家族支援であることについて支援者の理解が必要。家族支援から入り、本人支援に繋げていくことができる。
- ・ ひきこもりや不登校の子を持つ家族が孤立しているケースが多い。相談をためらうなど、窓口につながらない家族もおり、周知や支援へのつながりが課題。
- ・ 支援につながるのが母親主体となりがち。父親の関わりが少ない。

② 「家族会」等家族の支援の場の設置、運営支援の不足

- ・ 「家族会」は家族支援の手段として重要であり、家族会の設置・運営を支援する仕組みが必要。
- ・ 「家族会」は、孤立する家族が他の家族との交流により共感を得たり、支援に対する知識を得る場所として重要。我が子に対する意識が変わると、子どもにも変化が起きてくる。ただし、そこまでには長い時間が必要であり、親が諦めてしまうことが課題。
- ・ 保健所が運営する「家族教室」は、ひきこもり状態にある方・家族を支える要である。し

かし、運営に当たっては情報提供が多くなってしまい、実際にどの様にしたらいいのか具体的な手法が伝わりづらかったり、保健所への要望が多くなってしまふことがある。

- ・親の会を開きたいが開催場所を自分たちで探さないといけない等の課題があり、関係機関に、もっと親の会を巻き込んでシステムを作ってほしい。

(6) 支援人材の育成

【委員の意見】

① 支援者の不足

- ・支援者が絶対的に不足している。掘り起こしのための広報や情報発信が必要。
- ・人材育成のための時間的・金銭的余裕がない。
- ・「ひきこもり支援センター」を増設することも検討しては。

② 人材育成の機会等の不足

- ・ただ寄り添って話を聞くだけでなく、支援の見立てをできる力、関係機関等を集めて支援をマネジメントできる力が重要。できれば公的機関で人材育成を。
- ・研修は座学だけでは足りない。臨床学習や経験値を踏まえた研修が必要。「伴走コーディネーター」等を研修講師としても活用できたらよいのでは。
- ・多職種の連携に向けては、共通したひきこもり支援の基礎研修が必要。現在はそれぞれの職種が個別のカリキュラムの中でそれぞれ研修を受けており、共通理解ができていない。
- ・支援の実践者をさらに支えるスーパーバイザー的な人材が必要であり、発達障がいサポート・マネージャーのような人材が育成・配置できないか。

(7) ひきこもりに対する理解促進・普及啓発

【委員の意見】

① 普及啓発の実施主体

- ・ひきこもりに関する普及啓発は、市町村、県で率先して行っていくことで、県民の価値観も変わっていくのではないか。
- ・ひきこもりに対する偏見を払拭するため、市町村は市民講座等により広く周知したらどうか。
- ・発信する側の行政機関が、まずは意識を変え、部局等の縦割りを排除することが必要。

② 発信手法

- ・ひきこもりに至る要因は、個人の責任ではなく、過度な競争社会や一回つまづくと立ち直れないなど生きづらい社会に要因があり、変革に向けたメッセージを伝えていくことが必要
- ・研修会、講演会などでは、今までひきこもり支援に対する関心が薄く、関わりが少なかった方にも幅広く届くよう、地域イベント的に行うなど工夫する必要があるのでは。
- ・当事者、家族等のメッセージがしっかり届く研修会、講演会等が必要ではないか。

4 . ひきこもり支援における基本的な考え方

委員から出された現状・課題等に係る意見を踏まえ、今後、本県においてひきこもり支援を行っていくうえでの目指す姿と、それに向けて踏まえるべき基本的な考え方を以下のとおりまとめました。

【目指す姿】

【多様性を認め、地域で支え合う共生社会の実現】

誰もが、それぞれの違いを認め、尊重しながら、ひきこもりの本人が抱える生きづらさや、家族も含めた社会的孤立、経済的な困窮などの課題を「自分事」としてとらえ、地域住民や関係機関が丸ごと受け止めて互いに支え合う共生社会をつくる。

◆基本的な考え方 1

本人の意思と選択を前提とした、各人の状況に応じた支援

・支援に当たっては、本人が何をどのように考えているのかを知ること努め、個人の尊厳や意思を尊重しながら「その人らしい生き方を支える」ことを念頭に置いて支援することが重要です。

◆基本的な考え方 2

家族を含めて、「つながり続ける」伴走型^{※5}の支援

・ひきこもり支援の段階（家族支援から本人支援、更に段階的な社会参加へ）を理解するとともに、ライフステージに応じて切れ目なく、本人や家族に寄り添いながらつながり続けることが重要です。

^{※5} 伴走型支援

つながり続けることを目指すアプローチのことで、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すもの。

(厚生労働省地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ)

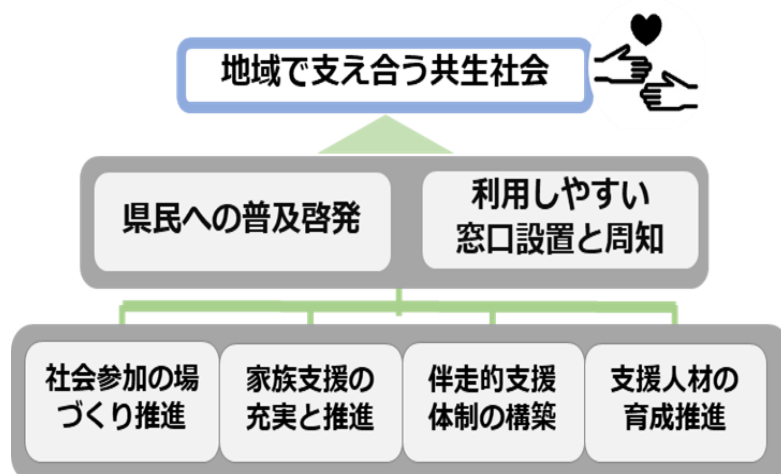
5. 今後の取組の方向性

基本的な考え方を踏まえ、本県のひきこもり支援の向上を目指し、今後関係者が推進していくべき、具体的な取組について委員の意見をもとに、6つの項目に整理しました。

支援に当たっては、県内でひきこもり支援に関わる関係者すべてがひきこもりに対する理解と共通の認識をもち、一体となって取り組んでいく必要があることから、項目ごとに目指す姿を掲げ、取組にはできる限り主語を付さず、幅広い主体が、取組に当たって踏まえるポイントとして記載しています。

取組のイメージ

取組の大きな柱として「普及啓発」「利用しやすい相談窓口設置と周知」があり、さらに「社会参加の場づくり」「人材育成」等の取組が行われることで、本人や家族への支援向上と地域で支えあう共生社会の実現を目指します。



(1) 県民への普及啓発・情報発信

【目指す姿】

誰にでも起こり得る「ひきこもり」という状態について、県民が理解を深め、「自分事」としてともに支え合う機運が醸成されている。

【推進に向けた具体的取組】

- ・ひきこもり状態が、様々な要因の結果として、社会的な参加ができない状態であり、誰にでも起こり得ることであることを、研修会、講演会等により、県民に広く伝え、理解を求めていく。
- ・「誰でも様々な悩みを抱え、休息が必要な場合がある」等のメッセージにより、当事者や家族を温かく見守り、「自分事」として互いに支え合う地域づくりに向けた機運を高めていく。
- ・周知の手法として、広報紙、チラシ配布のほか、ホームページ、動画、SNS など多様な手段を活用し、地域、学校、家庭など様々な場で、幅広い属性の方に届くようにする。
- ・当事者や家族のメッセージがしっかり届くような工夫を行う。
- ・ひきこもり支援に対する理解も促進し、積極的に支援を担う、企業、団体、個人等を増やしていく。

(2) 利用しやすい相談窓口の設置と明確化（周知）の推進

【目指す姿】

県内どの地域でも、当事者や家族が安心して利用できる多様な相談窓口が設置され、連絡先や支援内容が広く周知されており、それぞれが抱える課題に対応した適切な支援を受けることができる。

【推進に向けた取組】

- ・ひきこもりは「相談していい悩み」であることと、相談窓口の連絡先や支援内容を幅広く周知し、誰もが安心して相談できるようにする。
- ・地域の第一的な相談窓口として、県内全市町村にひきこもり相談窓口を設置し、連絡先や支援内容を明確化するとともに、わかりやすく情報発信する。
- ・身近な地域での相談をためらう方に対応できるよう、圏域内の相談窓口の連携を推進する。
- ・相談方法が選択できるようにすることで、相談のハードルを下げ、より多くの方を相談につなげるため、アウトリーチ（訪問支援）や対面以外の電話、LINE 等の活用も進める。
- ・それぞれが抱える複合的な悩みに対応できるよう、関係機関による総合相談（ひきこもりに限らない困りごと相談）等多様な相談窓口の設置を進め、包括的な支援につなげる。

(3) 家族支援の充実と推進

【目指す姿】

家族が孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域に家族を包括的に支える体制が整備され、家族がひきこもりについて理解を深め、交流する場が設置されている。

【推進に向けた取組】

1. 家族支援の充実と推進

- ・ひきこもりについては、家族が最初の相談者となる場合が多いこと、また、家族は本人とは異なる悩みや課題を抱えている場合が多いこと等を踏まえ、市町村や各支援機関は家族支援の重要性を理解し、家族に寄り添い、ニーズを受け止めることができる相談支援体制を構築する。
- ・悩みを相談できず孤立している家族を発見し、相談窓口等につなげるため、県、市町村は、民生委員・児童委員など、地域をよく知る支援者にひきこもり相談窓口や支援の情報を周知し、関係機関との連携により、必要な人に支援が届くような仕組みづくりを推進する。

2. 家族の支援の場の設置推進

- ・支援関係者は、悩みや孤立感を抱えた家族が共感を得たり、安心して過ごせる場所である、家族会や家族教室等の重要性について理解を深める。
- ・県ひきこもり支援センターは保健福祉事務所・保健所等に家族会や家族教室の設置や運営について情報提供を行い、設置推進に向け後方支援を行う。
- ・県、市町村は圏域内での家族会等の設置を推進するとともに、設置された家族会・家族教室について把握し、広く県民に周知する。
- ・生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業など、ひきこもりや不登校の方の利用が多い関係事業等においても、親同士の交流の機会を創出し、家族への支援を行う。

(4) 本人・家族に継続的につながる伴走的支援体制の構築

【目指す姿】

県内どの地域でも、相談から本人・家族支援、社会参加、就労支援に至るひきこもり支援の段階や学童期から高齢期に至るまでのライフステージを通じ、関係機関が連携しながら、継続的につながる伴走的支援が受けられる体制が整っている。

【推進に向けた取組】

1. 継続的に寄り添える支援体制の構築

- ・第一次的な相談支援機関である市町村は、福祉・保健・医療・雇用・教育等各分野の担当課、関係機関と連携し、「市町村プラットフォーム」の設置や、重層的支援体制整備事業等の活用により、ひきこもり状態にある方や家族を継続的・包括的に支援する体制づくりを進める。
- ・県は、県ひきこもり支援センターにおける専門的な相談・支援等のほか、各部局連携によりひきこもり支援を推進するとともに、重層的支援体制整備事業の推進に向け事業の理解促進や市町村の後方支援を行い、実施市町村の拡大に努める。
- ・市町村は、「ひきこもりサポーター」「アウトリーチ支援員（伴走コーディネーター）」等の制度を活用し、支援の手が届きにくい世帯へのきめ細かなアプローチを行う。
- ・当事者や家族の気持ちに寄り添った支援を進めるため、ひきこもりを経験した本人や家族等のピアサポート活動^{※6}を推進する。

2. 関係機関の連携促進

- ・圏域内の関係機関の連携促進のため、「市町村プラットフォーム」等連携の場を活用し、圏域内にあるひきこもり支援に係る社会資源を把握・整理し、情報共有する。また、不足する社会資源の整備促進に向けて、情報を広く発信する。
- ・学齢期の不登校をきっかけとして、ひきこもりの状態となるケースがあることから、教育委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を一層推進する。
- ・県、市町村等行政機関においては、組織の縦割りを排除し、ライフステージを通じた情報共有を推進し「切れ目のない支援」に取り組む。

(5) 多様な社会参加の場づくりの推進

【目指す姿】

県内どの地域にも「居場所」や中間的な就労の場など多様な社会参加の場が設置され、当事者が安心して参加でき、人とのつながりの中で、生きる意欲や自信を取り戻すことができる。

【推進に向けた取組】

1. 「居場所」等の多様な社会参加の場に対する理解促進

- ・企業や団体等に対し、ひきこもりやその支援に対する理解を促進し、居場所の設置推進、中間的な就労の受入など、支援者を増やすよう努める。
- ・県や市町村は、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業等多様な社会参加の機会となる事業に積極的に取り組んでいく。

2. 「居場所」の設置推進

- ・社会参加の最初のステップである「居場所」の役割や必要性について、県民に広く周知していく。
- ・県は、様々な主体による、オンライン等も活用した多様な「居場所」の設置を推進するため、県民や各団体に対し、好事例も含めた情報提供や補助等による支援を行う。
- ・「居場所」の設置主体は、ひきこもり当事者等が抱える課題に対し、適切な対応が講じられるよう、県ひきこもり支援センター等や市町村をはじめ関係機関との連携に努める。
- ・「居場所」の運営においては、ひきこもり当事者の支援ニーズに基づき、安心して過ごせる環境や多様な経験ができる場の提供等に努める。
- ・県や市町村等は設置されている「居場所」を把握し、広く県民に周知することで、自分に合った居場所を選択できるよう環境づくりを進める。

(6) 支援人材の育成推進

【目指す姿】

ひきこもり支援に関わる関係者すべてが、ひきこもりへの理解を一層深め、共通の認識を持ちながら、当事者や家族の心情に寄り添い、連携して適切なアセスメント^{※7}や支援を行っている。

【推進に向けた取組】

- ・ 県ひきこもり支援センターにおいて、多職種に対するひきこもり支援の基礎的な研修を行い、共通の認識をもって連携して支援を行うよう支援する。
- ・ 県ひきこもり支援センターにおいて、引き続きひきこもり支援に関わる機関の支援者に対する継続的・効果的な研修に務める。
- ・ 関係機関において、県ひきこもり支援センター等の研修を活用し、ひきこもり支援に対する理解を深める機会を作るよう努める。
- ・ 県や市町村は、課題を抱える世帯の早期発見・支援に向け、地域の福祉のつなぎ役である民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等に積極的にひきこもり支援の研修を実施する。

^{※6} ピアサポート活動

ピア（peer）とは 同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉で、ピアサポート（peer support）とは、こうした 同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉。

「ピアサポートの活用を促進するための事業者向けガイドライン 5 頁」より要約

^{※7} アセスメント

どのような支援が必要になるのかを考える上で必要なこと。家族から聞き取った情報や、本人との面接・心理検査結果から、「どのような可能性があるのか」「どのような生活を望んでいるか」「そのためにできることはどんなことか」ということを明らかにするために行うこと。「島根県版ひきこもり支援マニュアル 17 頁」より要約

今後のひきこもり支援のあり方検討会

委員名簿

(順不同・敬称略)

所属	氏名	備考
KHJ全国ひきこもり家族会連合会長野県支部 セイムハート代表	山田 起由	
NPO法人ウィズハートさく 精神障がい者コーディネーター	石川 輝尚	
上小圏域基幹相談支援センター 所長・主任相談支援専門員	橋詰 正	座長
社会福祉法人つるみね福祉会 児童家庭支援センターつつじ センター長	川瀬 勝敏	
合同会社夢倶楽部しらかば 信州カウンセリングセンター 所長・臨床心理士	有賀 和枝	
NPO法人カウンセリングみんなの会 理事長	佐々木 千栄子	
社会福祉法人木曾社会福祉事業協会 発達障がいサポートマネージャー	武居 竹生	
NPO法人ジョイフル 理事長	横山 久美	
大北圏域障害者総合支援センター 発達障がいサポートマネージャー	安藤 千栄子	
社会福祉法人森と木 総括センター長	岸田 隆	
NPO法人ぱーむぼいす 理事長	池田 剛	
長野市保健所健康課 難病精神保健担当 係長	酒井 美鈴	
長野労働局職業安定部職業安定課 職業紹介係長	井嶋 みゆき	
長野県社会福祉協議会相談事業部 部長	本藤 久道	
長野県ひきこもり支援センター(長野県精神保健福祉センター)所長	矢崎 健彦	
学校法人松本昭和学園 エクセラン高等学校 生徒指導主事	上條 守広	
長野市保健福祉部 福祉政策課 課長	佐藤 正修	
東御市健康福祉部 福祉課 課長	小林 裕次	
飯島町健康福祉課 保健福祉総合調整幹・ひきこもり支援員	中村 杏子	